

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三三三号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化を図るとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者は、出生後五十六日未満の犬又は猫の引渡し等をしてはならないこととする。

二、一定の飼養施設を設置して動物の取扱業（第二種動物取扱業）を行おうとする者は、飼養施設を設置する場所ごとに都道府県知事に届け出なければならないこととする。

三、動物の所有者は、所有する動物がその命を終えるまで適切に飼養することに努めなければならないこととする。

四、都道府県等は、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合その他の終生飼養の責務の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否することができることとする。

五、都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある一定の事態が生じていると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができることとする。

六、都道府県が定める動物愛護管理推進計画の事項に、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策を追加する。

七、愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する。

八、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。